

令和三年七月十日発行
皇學館論叢第五十四卷第二号 抜刷

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について

松 本 勇 介

皇學館論叢 第五十四卷第二号
令和三年七月十日

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について

松本勇介

□ 要 旨

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の内、主として神職に宛てたものの差出書は実に多様であるが、大別すると、当主差出書（神祇系・神道系・神祇道系）、執行機関差出書（本所内機関・出張所）、家臣差出書（家老・国掛役・その他）、神部伊岐宿祢差出書の四つに分けることができる。中でも当主差出書が多様な点が特筆される。

受け手にわかりやすい形で書状の格を表すのに差出書はうつつけの存在であり、吉田家は様々な差出書を作り出し、巧みに使い分けることで、吉田神道内の秩序の形成及び維持に利用していた。また受取人の身分の差だけでなく、許状の内容の差によっても差出書の礼の厚薄が異なる点が、吉田家発給文書の差出書をより一層複雑なものにしていた。

本稿では吉田家発給文書研究の基本となる差出書の全体像と各差出書の位置付けや性格を明らかにすると同時に、吉田家の組織構造の一端を明らかにすることで、神道本所吉田家研究の深化を図った。

□ キーワード

神道本所吉田家 当主差出書 執行機関差出書 家臣差出書 神部伊岐宿祢差出書

はじめに

京都の吉田神社を拠点に、神道の本所として大きな勢力を有した公家の吉田家は、江戸時代には各地の神職等に多種多様な許状等を発給していたことは、つとに知られるところである。吉田家の許状等の種類については、吉田家が作成した「御許状并奥書文言控」や「諸国礼物之定」で概要を知ることができる⁽¹⁾。また吉田家の許状等の種類と比例するかのようには、差出書の種類も実に多様であり、吉田家も「御許状并奥書文言控」を作成して差出書などの奥書を書き誤らぬよう細心の注意を払っていた。差出書は文書の発給者が文書の内容に責任を持つことを示す部分であり、書札礼でも重視されてきた箇所である⁽²⁾。

吉田家の許状等の差出書を本格的に論じたものはないが、差出書に簡単に言及した先行研究はいくつか存在する。例えば橋本政宣氏の研究では、金沢市内の諸社所蔵文書を検討し、吉田家発給文書の多くを占める各種の許状は署名のあり方が区々であること、差出人は吉田家の当主、家老、役人、公文所などと多様であることなどを指摘している⁽³⁾。また太田正弘氏は、三重県鈴鹿市の椿大神社神主家文書を検討し、江戸時代初期の差出書には「神祇管領」ではなく「神道管領」という言葉が使われていたこと、狭義の伝受書には「明信」という印文が用いられていたことなどを論じている⁽⁴⁾。そして岡田荘司氏は、山口県福山市の須々万神社神主家文書を検討し、継目許状と一日法令(衣冠)許状、千早許状では差出書は一樣ではなく一部に省略が見られることなどを指摘している⁽⁵⁾。他にも古文書学の分野で、相田二郎氏や中村直勝氏が宗源宣旨の書式について差出書も含めて論じている⁽⁶⁾。これらは総じて吉田家発給文書の差出書の概要あるいはごく一部だけを論じたものであり、全体を意識しつつ各差出書の相互関係にも目を配りながら各差出

書を詳細に論じたものではない。また神道本所吉田家の研究を進めていく上でも、吉田家発給文書の重要箇所である差出書への理解を深めることは、必要なことだと言える。そこで本稿では吉田家発給文書の内、主として神職に宛てたものを取り上げ、神道本所の差出書の全体構造や各差出書の性格と使い分けなどについて詳細に検討していきたい。取り上げる史料としては、幕末期に吉田家家老が記したとされる「御許状并奥書文言控」では、十九世紀より前の許状等の差出書は把握できず、その上差出書の一部が省略されていることもあって、研究対象として扱うことは難しい。そのため現在各地に残されている吉田家の許状等を取り上げるべく、諸機関所蔵史料や自治体史を始めとする刊行物掲載史料などを中心に収集した。

一、当主差出書

(一) 当主神祇系差出書

吉田家の許状等には、吉田家当主が差出となる直状と、執行機関や家臣が差出となる奉書が存在するが、まず前者の差出書から見していきたい。

吉田家当主差出書は称号に注目すると、神祇系、神道系、神祇道系の三系統に大別できる。まず本節では当主神祇系差出書を取り上げるが、この差出書には、主として以下の四種類が存在する。

① 神祇系名記載型

駿河国志太郡島田町正一位大井大明神神主
大井図書藤原清海、着風折烏帽子狩衣、任

③ 神祇系名省略型

布斎服之事許容藤原清海訖、向後可着用之状
如件

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について（松本）

先例専守社職格式、可抽太平精祈者、

寛政十二年五月廿八日

神道裁許状如件

神祇管領長上卜部朝臣(朱印)⁹⁾

寛政八年十二月十三日

④神祇系称号のみ記載型

神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良連(朱印)⁷⁾

越前国大野郡白山麓正一位白山中居権現社人

②神祇系花押記載型

上村大進藤原正親

駿河国志太郡島田町正一位大井大明神神主

社職之進退須専守神祇道規範、年中之祭式着

藤原清海、当社祭礼三月十五日、六月十五

風折烏帽子淨衣、宜謹勤神事者、

日、九月十五日、一日法令可着衣冠者、

神道之状如件

神道之状如件

嘉永六年十一月七日

寛政十二年五月廿八日

神祇管領(朱印)¹⁰⁾

神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣(花押)⁸⁾

まず①神祇系名記載型「神祇管領長上〔位階〕〔官職〕卜部朝臣〔名〕(朱印)」の事例として挙げたものは、寛政八年(一七九六)に駿河国の正一位大井大明神の神主・大井清海に宛てた先例継目許状である。形状は豎紙である。この型は寛文期の途中から恒例裁許状や先例継目許状といった神職の基本となる、いわゆる神道裁許状などで用いられた差出書である。原則として記載項目は、上から称号、位階、官職、氏、姓、名の順で記されるといった丁寧な記載となっており、吉田家発給文書の差出書の基本型と言える。「神祇管領長上」とは、白川家の神祇伯を相対化するために吉田家が創出した偽称とされ、十五世紀には公認されていたという。当主名の記し方については、実名もしくはは実名を崩した草名が用いられたが、草名の使用例は少なく、十八世紀前期の兼敬などが挙げられる。¹¹⁾

次に②神祇系花押記載型「神祇管領長上〔位階〕〔官職〕卜部朝臣〔花押〕」の事例として挙げたものは、寛政十二年に駿河国の正一位大井大明神の神主・大井清海に宛てた、祭礼日にだけ衣冠の着用を認める一日法令許状である。形状は豎紙である。基本型とほぼ同文言であり、実名（もしくは草名）+朱印ではなく、花押が用いられている点異なる。当然ながら花押が用いられているこの型は、実名（もしくは草名）が用いられている基本型よりも受給者に対する礼が薄いと言える。江戸時代の吉田家の許状等で当主の花押が用いられているのは、一日法令許状や官位添状などごく一部である。一般的に花押と印は同時に用いられることは少なく、この型も無印である。なおこの型は少なくとも元禄十四年（一七〇一）から慶応三年まで用いられていたことを確認できる。¹³

次に③神祇系名省略型「神祇管領長上卜部朝臣〔朱印〕」の事例として挙げたものは、寛政十二年に駿河国の正一位大井大明神の神主・大井清海に宛てた布斎服許状である。形状は豎紙で、印文は基本型と同じである。基本型と比べると、この型は位階・官職・名が省略されており、礼が薄くなっている。少なくとも享保十一年から嘉永五年（一八五二）まで用いられていたことを確認でき、他に神主の施斎服許状などで使用された。¹⁴¹⁵

最後に④神祇系称号のみ記載型「神祇管領〔朱印〕」の事例として挙げたものは、嘉永六年に越前国の正一位白山中居権現の社人・上村正親に宛てた風折烏帽子浄衣許状である。形状は折紙で、印文は基本型と同じである。基本型と比べると、位階・官職・氏・姓・名などが省略されており、礼が極めて薄くなっている。この型は非常に多用された差出書で、少なくとも正徳五年から慶応二年まで用いられていたことを確認でき、他に祠官の赤色千早許状や神主の四組木綿手纏許状などで使用された。¹⁷

これらの神祇系当主差出書は、装束着用に関する許状で用いられることが多い。寛文五年（一六六五）に幕府が神社条目を発布したことにより、無位の社人が白張以外の装束を着用するには「吉田之許状」を必要とするようになり、

毎年多くの許状等が発給され、時代が下るにつれ様々な差出書が用いられるようになった。差出書の丁寧さは相手に対する礼の厚薄と対応しており、名記載型を基準にすると、花押記載型は名の代わりに花押を記載し礼が薄くなっており、そして名省略型は名を省略し一層礼が薄くなっている。さらに称号のみ記載型は称号以外全てを省略しており、最も礼が薄くなっていると整理できる。

(二) 当主神道系差出書

続いて本節では当主神道系差出書を取り上げるが、この差出書には、主として以下の三種類が存在する。

① 神道系名記載型

中臣祓

(中略)

三種太祓

(中略)

夫解除者、天児屋根尊之太諄辞、正義直受

是也、授与藤原行教訖、慎而莫怠矣

天明五年五月廿二日

神道管領長上卜部朝臣良延

(朱印)¹⁸⁾

② 神道系名省略型

参詣次第

③ 神道系称号のみ記載型

祈雨祝詞^{持祓串}
口^{持祓串}伝

(中略)

御神体^於神輿^仁奉遷次第

(中略)

十二所加持

(中略)

荒神祓^{持祓串}
口^{持祓串}伝

(中略)

右四ヶ条授与藤原経房訖、慎而莫怠矣

正徳癸巳孟秋吉曜日

(中略)

神道管領(朱印)²⁰⁾

右授与大石氏義虞訖、慎而莫怠矣

元禄己卯晚夏吉曜日

神道管領卜部朝臣(朱印)¹⁹⁾

まず①神道系名記載型「神道管領長上卜部朝臣〔名〕(朱印)」の事例として挙げたものは、天明五年(一七八五)に伊勢国鈴鹿郡山本郷椿大明神等の神主・山本行教に宛てた中臣祓等授与状である。形状は継紙で、印文は「明信」である。称号の一部に「神道管領」という言葉が用いられており、行法関連書状の特徴と言える。神祇系名記載型と比較すると、位階や官職などが記されておらず、礼が薄くなっている。この型は珍しいことに行法関係と装束関係の両者で使用されており、行法関係については少なくとも元禄十三年から天保十二年(一八四一)まで用いられていたことを確認でき、他に神主への神符授与状などで用いられた。²¹⁾一方、装束関係については江戸時代初期から寛文期の途中までのいわゆる神道裁許状で使用されていたことを確認できるが、印文は神祇系名記載型と同じである。²³⁾

次に②神道系名省略型「神道管領卜部朝臣(朱印)」の事例として挙げたものは、椿大神社に残された元禄十二年に大石義虞²⁴⁾に宛てた、参詣次第授与状である。形状は折紙で、印文は「明信」である。この型は名記載型から「長上」と名を省略したものであり、礼が薄くなっている。これは行法授与状の一つで、他には勝軍治要祓授与状でこの型が見られたが、²⁵⁾それ以外の使用例は確認できず、稀な型だと言える。

最後に③神道系称号のみ記載型「神道管領(朱印)」の事例として挙げたものは、正徳三年に伊予国野間郡菊間荘長坂村牛頭天王の祠官・本宮経房に宛てた、祈雨祝詞等四ヶ条授与状である。形状は巻紙で、印文は「明信」である。この型は名省略型から氏と姓を省略したものであり、礼が薄くなっている。これは行法授与状の一つで、他にも神主

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について(松本)

への六根清浄太祓授与状や参詣次第授与状といった種々の行法授与状でこの型が多用された。⁽²⁶⁾ 少なくとも正徳三年から慶応二年まで用いられていたことを確認できる。⁽²⁷⁾ なお発給時期や許可内容の類似性から、この型は名省略型の後継と考えることも可能である。

以上のように、当主神祇道系差出書は主として行法授与状に用いられ、名記載型、名省略型、称号のみ記載型の順で礼が薄くなっており、原則として「明信」という印文が用いられていた。

(三) 当主神祇道系差出書

続いて本節では当主神祇道系差出書を取り上げる。

① 神祇道系名記載型

夫唯一神道大護摩法者、(中略) 粵加賀国河北郡正一位大野

湊神社神主源英明、勵志孜孜、只無二之信心、因不忍空其志、

授与之訖、能思^倍深想^倍、慎而莫怠矣

宝暦十一年二月廿七日

天兒屋根尊五十七代

神祇道管領勾当長上従二位卜部朝臣兼雄(朱印)⁽²⁸⁾

① 神祇道系名記載型「天兒屋根尊(代) 神祇道管領勾当長上(位階) 卜部朝臣(名)(朱印)」の事例として挙げたものは、宝暦十一年に加賀国の正一位大野湊神社の神主・河崎英明に宛てた大護摩法授与状(御別紙)である。大護摩法(神道護摩行事)は三壇行事の一つで、吉田家は宗源殿で行う三壇行事を重要な行法と位置付け、各地の神職

達に伝授した。⁽²⁹⁾ 当該文書の形状は豎紙で、格の高い宿紙が用いられている。印文は「明信」である。この型は神祇系名記載型をより丁寧にしたものであり、「天児屋根尊〇代」及び「勾当」という言葉が追加されている。天児屋根尊（天児屋命）とは吉田家の祖先神のことであり、また「神祇道管領勾当長上」とは、「神祇道管領長上」と「南座勾当」のことである。「南座勾当」とは吉田家が創出した偽称で、神祇官人を北座と南座に分けた場合の南座の頭を指す。⁽³⁰⁾ これらの言葉を用いることで、白川家だけでなく吉田家もまた神道の正統な継承者だということを示そうという意図が読み取れる。加えて「神祇管領」ではなく「神祇道管領」という言葉が使われているが、前者は神祇官の統轄者というニュアンスなのに対し、後者は神祇道の統轄者というニュアンスだと言える。この「神祇道管領」という言葉は、本書状以外に後述の宗源宣言などで使われている。この型は少なくとも元禄十年から万延元年（一八六〇）まで用いられていたことを確認でき、他に神主への宗源行法授与状（御別紙）で使用されていた。⁽³²⁾ 三壇行事の内、二重伝の宗源行事と三重伝の神道護摩行事の授与状には、最も丁寧なこの型が用いられたが、初重伝の十八神道行事の授与状には用いられておらず、三壇行事内でも差出書に差を設けていた。

以上、本章では吉田家当主差出書について、神祇系、神道系、神祇道系に大別するという先行研究には見られないスタイルで論じた。神祇系差出書は装束許可関係で多く使われ、その内、名記載型は主体として神社の運営に携わる者の基本装束である「風折烏帽子・狩衣」などの着用許可で使われ、名省略型は追加装束である「布斎服」などの着用許可で使われ、称号のみ記載型は神社の運営に補助的に携わる者の基本装束である「風折烏帽子・浄衣」などの着用許可に使われるなど、意図的に許可する内容で差出書に差を設けていた。また神道系差出書と神祇道系差出書は主に行法授与関係で使われ、後者は前者に比べて礼が厚く、重要度の高いものに用いられていた。具体的には、神祇道系名記載型は三壇行事を構成する大護摩法などの授与、神道系名記載型は中臣祓などの授与、神道系名省略型は参詣

次第などの授与、神道系称号のみ記載型は六根清浄太祓などの授与に用いられており、内容で差出書に差を設けていた。このように吉田家は書状の内容に合わせて、当主差出書を巧みに用いていたと言える。

当主差出書が多様なことが吉田家發給文書の特徴と言えるが、当主差出書が多様な理由は、①装束許可や行法授与など内容が多岐にわたり、内容の軽重に合わせて差出書の丁寧度を調節したため、②当主差出書は江戸時代を通して長期に使用され、十八世紀初頭前後から称号のみ記載型が使われ始めたように、必要に応じて新たな型が生み出されたため、③部分部分から構成される長い差出書は各部省略可能で、差出書差を設けやすい構造であったためなどが考えられる。また印文に着目すると、神祇系では名記載型、名省略型、称号のみ記載型はどれも同じ印文が使われており、主として装束着用許状で用いられている。また神道系では名記載型、名省略型、称号のみ記載型はどれも同じ「明信」という印文が使われている。そして神祇道系名記載型でも同じ印文が使われており、行法授与関係に「明信」という印文が使われていたことがわかる。これまで吉田家当主差出書にはバリエーションがあるものの、その差についてはほとんど論じられてこなかったが、神祇系、神道系、神祇道系の三系統が存在し、さらに書状の内容に合わせて細かな差出書差を設けて礼の厚薄を示していたことが明らかとなった。

二、執行機関差出書

(一) 本所内機関差出書

吉田家当主差出書よりも格は落ちるが、吉田家の執行機関差出書も許状等にはよく用いられた。まず執行機関差出書の内、京都の本所内機関に関するものから見ていきたい。主なものには、①神祇管領長上家公文所差出書、②神祇

管領吉田殿家大取締役所差出書などが存在し、具体例を以下に挙げる。

①神祇管領長上家公文所差出書

洛東建仁寺新地池殿町

村上丹波源美平

右於家内神拝之節、着風折烏帽子狩衣、読誦中

臣祓・三種太祓・六根清浄太祓、宜謹精勤者、

本所被命如件

神祇管領長上家

文政六未年 公文所 (朱印)³⁴

十一月

②神祇管領吉田殿家大取締役所差出書

其許親日向目請持来り候洛東靈山正法寺山内

清林庵地面江、御当家神道葬祭御免許有之候

職分之輩、神祇道帰依之御門弟之輩、神葬祭之

儀、清林庵より一札差出候二付、於本所御聞置

候、然上ハ其許引請、夫々葬祭式執行可有之

候、(中略)

神祇管領

吉田殿家

文政三年 大取締役所 (朱印)

辰八月

村上丹波殿³⁵

まず①神祇管領長上家公文所差出書の事例として挙げたものは、文政六年(一八二三)に京都靈明社二代目の村上美平に宛てた風折烏帽子狩衣等許状である。形状は折紙で、印文は「神道長家公文所印」である。この差出書は少なくとも文化二年(一八〇五)から慶応二年まで用いられていたことを確認できる³⁶。また用途については、神役の風折烏帽子狩衣許状³⁷や後述する正一位稻荷大明神の勧請証書など広く用いられていた。「公文所」とは吉田家に置かれた主として公的な文書を取り扱う組織のことだと考えられるが、江戸時代において許状等の差出書として登場するのは

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について(松本)

十九世紀初頭あたりからである。またこの文書は「本所被命」という文言があることから、奉書系統の文書だと言える。

次に②神祇管領吉田殿家大取締役所差出書の事例として挙げたものは、文政三年に村上美平に宛てた靈明社（清林庵敷地内）での神葬祭執行許状である。形状は折紙で、印文は「大取締之印」である。この差出書の使用例はほとんど確認できない。またこの文書は「於本所御聞置候」という文言があることから、奉書系統の文書だと言える。ここで注目すべきは「大取締役所」という言葉であり、文化四年に発行された『神祇管領吉田家諸国社家執奏記』には「大取締役」という言葉が登場し、諸国社家執達役（国掛役）十名の内、諸国社家執達役兼用人社家大取締役・鈴鹿播磨守、諸国社家執達役兼社家大取締役・安田平馬他六名の計七名の肩書に用いられている。このことから、大取締役所とは国掛役を兼務する社家大取締役が所属する、各地の神職を取り締まる組織だと考えられる。

以上のように、京都の本所内機関の差出書は十九世紀に用いられていただけと見られ、本章で取り上げた二つの差出書は同時期に使われていたが、史料の残存状況から、公文所差出書は多用されたが、大取締役所差出書はほとんど用いられていなかったと推測される。また赤色千早許状など一部の許状に見られる、札の厚い当主差出書から札の薄い執行機関差出書への変更は、差出書の種類の増加に伴う、許状の位置付けの変更や序列化の進展と考えられる。

(二) 出張所差出書

次に執行機関差出書の内、出張所に関するものを見たい。主なものには、①神祇管領長上家御役所差出書、②神祇管領吉田殿関東御役所差出書などが存在し、具体例を以下に挙げる。

①神祇管領長上家御役所差出書

下野国都賀郡壬生宿正一位雄琴大明神主

②神祇管領吉田殿関東御役所差出書

上野国山田郡二渡村正一位猿田彦大神社神主

黒川加賀藤原勝匡

森下佐渡守跡職

右向後可称豊前者、本所候処如件

葉山主殿

文政三年十月十八日

右神役勤仕之節、風折烏帽子淨衣狩衣着用、中臣

神祇管領長上家

祓詞・三種祓詞・身曾貴祓詞・參詣次第免授之

御役所(印)³⁹

事、仮令承置候也、

来巳年八月中本紙可引替事

神祇管領吉田殿

關東

慶応四辰年 御役所(印)⁴⁰

四月

吉田家は寛政三年に江戸、寛政六年に大坂に出張所を設置したとされるが、本節では史料の残存状況から、江戸出張所に関するものを取り上げる。⁽⁴⁾

まず①神祇管領長上家御役所差出書の事例として挙げたものは、文政三年に下野国の正一位雄琴大明神の神主・黒川勝匡に宛てた吉田官許状である。形状は折紙である。差出書の「神祇管領長上家御役所」とは、吉田家關東役所(江戸役所)を指す可能性が高いと考えられる。なぜなら「役所」や「用所」という言葉は本所の地方出張所を指すとされ、⁽⁴²⁾下野国を守備範囲とするのは關東役所であり、この差出書の存在は管見の限り關東でしか確認できないからである。ちなみにもし京都の本所が吉田官許状を発給する場合、差出書は「神祇管領(朱印)、すなわち当主神祇系称号のみ記載型となる。⁽⁴³⁾なおこの文書は「本所候処」という文言があることから、奉書系統の文書だと言える。ここで注目す

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について(松本)

べきは、京都の本所だけでなく、吉田家関東役所も許状を発給していた事実である。この差出書は京都の本所の許状では見られない内容の許状、例えば文政三年に武蔵国秩父郡武甲山の蔵王大権現の神主・守屋好達に発給した太々神楽執行許状や、文政六年に同神楽役・島田道永に発給した亀甲烏帽子浄衣許状で使われていたことを確認できること⁴⁴から、関東役所は本所から文書発給の裁量権をいくらか与えられていたことがわかる。なおこの差出書は少なくとも文政二年から同十年まで用いられていたことを確認でき、⁴⁵仮許状でも使用された。

次に②神祇管領吉田殿関東御役所差出書の事例として挙げたものは、慶応四年に上野国の正一位猿田彦大神社の神主・葉山主殿に宛てた風折烏帽子浄衣狩衣等仮許状である。形状は折紙で、印文は「吉田殿御役所」である。この差出書は少なくとも天保六年から慶応四年まで用いられていたことを確認でき、⁴⁶主として仮許状で使用された。

①神祇管領長上家御役所差出書と②神祇管領吉田殿関東御役所差出書を比べると、前者は文政期に使われていたことを確認でき、後者は天保期から慶応期まで使われていたことを確認できるが、前者が使われなくなつてすぐに後者が使われるようになったことや、許可の内容が似通っていることから、前者の後継が後者である可能性が高い。

以上のように、執行機関差出書は本所内機関差出書と出張所差出書に大別でき、当然ながら前者の方が後者よりも格上である。また本所内機関差出書が十九世紀に登場したことで、相対的に当主差出書の重みが増すこととなり、吉田家発給文書の重みが多様化したと言える。加えて出張所差出書の検討から、関東役所に裁量権がいくらか与えられていたことも明らかとなった。

三、家臣差出書

(一) 家老差出書

差出書に吉田家家臣名が記されたものは種々あるが、それらの中で特筆すべきは、吉田家家老差出書であり、以下に具体例を挙げる。

紫指貫之事御許容候条、神役勤仕之節、可被着用候也

卯八月

鈴鹿出羽守

隆(花押)

鈴鹿筑後守

隆熙(花押)

鈴鹿近江守

隆(花押)

鈴鹿土佐守

隆(花押)

厚見山城守殿⁴⁷⁾

家老差出書の事例として挙げたものは、寛政七年に加賀国石川郡上安江八幡宮等の神主・厚見正方に宛てた紫指貫許状である。形状は折紙である。当該文書では四名の鈴鹿氏が連署しているが、彼らは「御家老中」などと呼ばれ、⁴⁸⁾

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について(松本)

各鈴鹿家は吉田家の家老を輩出する家柄であった。家老差出書には連署と単署があり、多くが連署であった。連署順については、同時代の一般的な書状と同様に、発給月の真下に記された者が最も格下で、左(奥)にいくにつれて格が上がっていくと考えられる。例えば鈴鹿下野守雄成の例を見ると、宝暦五年には三名中右から一番目、明和元年(一七六四)には三名中右から二番目、安永五年(一七七六)には三名中右から三番目となっており、年齢を重ねるごとに格が上がっていくと考えるのが自然であるからである。吉田家家老連署差出書は、神職に対しては十八世紀初頭から幕末まで用いられていたことを確認できるが、十七世紀後半には用いられていた可能性も捨てきれない。なおこの文書は「御許容候条」という文言があることから、奉書系統の文書だと言える。ちなみにこれは「当主に事故があった時」に用いられる差出書ではないかとの指摘があるが、加賀国の大野湊神社の神主・河崎秀直は、文化二年九月に当主神祇系名記載型の風折烏帽子狩衣許状と、同月に家老連署差出書の立烏帽子許状を受給していることから、この指摘は当たらないと言える。

(二) 国掛役差出書

次に本所で担当国ごとに神職の取次を行った国掛役の差出書を見たい。

追啓(中略)

御札致拝見候、(中略)然者御養父長門殿義、去ル二月中

被致病死候二付、去々月廿五日貴様へ家督相続・触頭役等

被申渡候付、右御届被申上候御紙面之趣致承知、則御家老

中へ申達候処、御聞濟之事二御座候、恐惶謹言

七月四日

厚見駿河様⁽⁵⁴⁾

鈴鹿織部正

森平（花押）

国掛役差出書の事例として挙げたものは、寛政三年に吉田家の国掛役・鈴鹿織部正が加賀国河北郡野間神社の厚見昭基に宛てた、家督と触頭役の相続に関する書状である。形状は折紙である。国掛役差出書は家老差出書とは異なり、原則として単署である。先行研究によると、⁽⁵⁵⁾国掛役は寛政九年の場合、十人存在し、担当国数は二箇国〜九箇国とばらつきがあり、また各人の担当国も各地に分散していた。加賀国の国掛役は、寛政九年は鈴鹿織部之丞（織部正）、天保十一年は松岡左内、安政二年（一八五五）は山田阿波介となっており、ある特定の家に固定されていた訳ではなかったようである。

ここで家老差出書と国掛役差出書との使い分けについて考えてみたい。前提として家老三〜四名の連署と、家老より下位の国掛役の単署とでは、見た目にも格の違いは歴然である。両者がセットで用いられた場合を見ると、前述した寛政三年の野間神社の厚見家の家督と触頭役の相続について、鈴鹿出羽守ら四家老は相続に同意する旨を傳達し、国掛役の鈴鹿織部正は家老が同意する旨と相続手続きの詳細を傳達しており、⁽⁵⁶⁾家老差出書は方向性の指示、国掛役差出文書は詳細の指示という役割分担が見られる。また全体的な傾向として、家老差出書は紫指貫許状などの重みが必要なものに使われているのに対し、国掛役差出書は事務連絡などそれほど重みが必要でないものに使われている。

(三) その他

家老差出書や国掛役差出書の他に、注目すべきものは太元宮当番差出書と神祇管領長上家頭役差出書の二つである。

①太元宮当番差出書

武蔵国埼玉郡大松村

長野春右衛門

中山小かむ

②神祇管領長上家頭役差出書

右四組木綿手纏

右依願、

懸用、所被免授如件

正一位香取大明神鎮護、所調如件

神祇管領

嘉永五子歳二月

長上家

吉田

元治元年 頭役(印)⁵⁸⁾

太元宮 当番(印)⁵⁷⁾

子二月日

まず①吉田太元宮当番差出書の事例として挙げたものは、嘉永五年に武蔵国大松村の長野春右衛門に宛てた正一位香取大明神の勸請証書である。形状は折紙である。差出書の「吉田太元宮」とは京都の吉田山の齋場所の中心に配された、諸法の根元である国常立尊(太元尊神)を祀る八角円堂の建物である大元宮(太元宮)のことである。大元宮の左右には全国の式内社三千余座が配され、後方には伊勢両宮と、神祇官の祭祀施設である八神殿が配されていた。⁵⁹⁾このような大元宮を有する吉田家は、依頼主の求めに応じて様々な神を勸請することが可能であった。差出書の「太元宮当番」とは大元宮の管理担当のことだと考えられるが、詳細は不明である。十九世紀には、勸請証書(神号授与状)の発給は前述の神祇管領長上家公文所で行う場合がほとんどであり、吉田太元宮当番で行う場合は珍しい。

次に②神祇管領長上家頭役差出書の事例として挙げたものは、元治元年(一八六四)に大和国の中山小かむ(中山

みき五女)に宛てた四組木綿手纏許状である。形状は折紙である。この文書について吉田栄治郎氏は、形状、書式、印影などからして吉田家の発給で間違いないが、仲介者の古川豊後が吉田家の役人に取り入り、吉田家の役人が正規の手続きを経ずに独断で、正式な様式を持ったものを発給したと述べている。⁽⁶¹⁾確かに幕末期の四組木綿手纏許状であれば、前述の神祇管領長上家公文所差出書で発給するのが一般的であり、神祇管領長上家頭役差出書で発給する例は、管見の限り中山小かむの事例しか見当たらない。本節で取り上げた吉田太元宮当番差出書と神祇管領長上家頭役差出書は極めて稀な差出書であり、奉書文言が使われていないこともあり、吉田家の中枢の許可を得ることなく、当番と頭役が自身の立場で、それぞれ発給した可能性も否定できない。

四、神部伊岐宿祢差出書(神宣)

本章では吉田家当主が位署する神部伊岐宿祢差出書(神宣)を取り上げるが、以下に代表的なものを三種類挙げる。

①神部署名当主署名型

宗源(朱印) 宣旨

正一位大野湊神社(朱印)
加州河北
郡大野湊

右垂迹以来、被増一階、既勤年紀、為極意之神者、(朱印)

神宣之啓状如件

宝永元年八月五日 神部伊岐宿祢奉

神祇道管領勾当長上正三位侍従卜部朝臣兼敬(朱印)
(61)

③神部署名当主花押型

山本氏行光荒魂

右宜授清白靈神号者、(朱印)

神宣之啓状如件

享保五年十二月十三日 神部伊岐宿祢奉

神祇管領長上下部朝臣(花押)(朱印)
(62)

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について(松本)

② 神部花押当主署名型

宗源^(朱印) 神宣

嘉明^(朱印) 靈神

右宜称嘉明靈社者、

神宣之状如件^(朱印)

文政十二年四月廿八日 神部伊岐宿祢(花押) 奉

神祇道管領卜部朝臣良長^(朱印)⁽⁶²⁾

まず①神部署名当主署名型の事例として挙げたものは、宝永元年(一七〇四)に加賀国の大野湊神社の神に出された神位授与状で、いわゆる宗源宣旨と呼ばれるものである。形状は縦紙で、格の高い宿紙が用いられている。日下に奉者の神部伊岐宿祢を記し、次行に吉田家当主を記すという江戸時代の他の吉田家発給文書では見られない独特の書式であり、古文学書式的にも珍しい書式とされる⁽⁶⁴⁾。宗源宣旨は、吉田家当主が神社の神に宛てて、吉田家の祖先神の天兒屋命の神宣の形を用いて、位階や称号を認証ないしは授与したものとされる⁽⁶⁵⁾。そのため宗源宣旨は、天兒屋命に重点を置くと相田氏の言うように伊岐宿祢の奉書となり、吉田家当主に重点を置くと橋本氏の言うように当主の直状となり、両義的な書式と言える。なお当主の位置については、当主神祇道系名記載型から「天兒屋根尊〇代」を削除したものと⁽⁶⁷⁾なっており、吉田家発給文書の中でも礼の厚いものと言える。

ところで印は二寸余りの方印で、印文は「日月」であり、江戸時代の宗源宣旨の場合は縦紙に四、五箇所ほど押印された。押印方法が独特で、まず印を押し、その上から四十五度回転させて再度印を押しという方法をとっている。この方法で押印すると八稜形となり、この八稜形の星と、印文の日・月から、「日月星印」と呼ばれる⁽⁶⁸⁾。ちなみに八

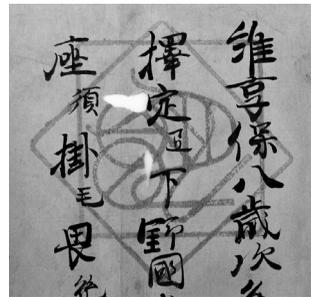


図1 日月星印

稜形は前述の大元宮の八角と密接な関連があるという意見もある。⁽⁶⁹⁾ またこの印自体は天兒屋命から継承したという伝承に基づき、「神代正印」とも呼ばれる。⁽⁷⁰⁾

次に②神部花押当主署名型の事例として挙げたものは、文政十二年に近江国水口藩の藩祖・加藤嘉明を祀る嘉明靈社を創立する時に授与された靈社号授与状である。形状は縦紙で、宗源宣旨と同様に宿紙が用いられている。印は宗源宣旨と同じ「日月星印」で、五箇所押印されている。神部署名当主署名型と差出書を比較すると、奉者部分に「神部伊岐宿祢(花押)奉」と花押が追加されている。また当主位署部分は、称号が「神祇道管領勾当長上」ではなく「神祇道管領」に、そして位階などが省略されている。このように靈社号授与状の差出書は宗源宣旨の差出書よりも簡略化され礼が薄くなっている。

最後に③神部署名当主花押型の事例として挙げたものは、享保五年(一七二〇)に伊勢国鈴鹿郡山本郷椿大明神等の先代神主・山本行光への靈神号授与状である。形状は縦紙で、宗源宣旨と同様に宿紙が用いられている。印は宗源宣旨と同じ「日月星印」だが、二箇所しか押印されておらず、宗源宣旨の半数ほどである。神部署名当主署名型と差出書を比較すると、奉者部分と同じだが、当主位署部分は、称号が「神祇道管領勾当長上」ではなく「神祇管領長上」に、そして位階などが省略され、さらに実名(もしくは草名)ではなく花押が用いられるなど、大きく異なっている。このように靈神号授与状の差出書は一段と簡略化が進んでいる。

以上のように、吉田家当主が位置する神部伊岐宿祢差出書(神宣)を三種類取り上げたが、①神部署名当主署名型、②神部花押当主署名型、③神部署名当主花押型の順で礼が薄くなっており、ここでも内容の軽重が差出書に反映していると言える。

五、白川家発給文書との比較

江戸時代には神社・神職支配をめぐって神祇管領長上の吉田家と、神祇伯の白川家の両本所が競合し、各地の神職に対して両本所から種々の許状等が発給された。本章では両本所の代表的な許状である継目許状の差出書を比較すること、吉田家の差出書の特質を考えることにしたい。

① 吉田家の継目許状

↓ 一章一節①当主神祇系名記載型参照

② 白川家の継目許状

今般(朱印)継目任願被令許容訖、因風折烏帽子

淨衣浅黄(巻)着貫着用、如先規神事可令勤仕

之旨者、

本官(朱印)所候也、仍執達如件

神祇官統領神祇伯王殿

天保八年二月十八日 雜掌(朱印)

友田若狭殿(七)

吉田家の継目許状は寛政八年に駿河国の正一位大井大明神の神主・大井清海に宛てたもので、神道裁許状の中でも先例継目許状と呼ばれるものである。一方、白川家の継目許状は天保八年に京都の三島社の神主・友田重行に宛てた

ものである。吉田家の継目許状が「神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良連（朱印）」と当主の直状であるのに対し、白川家の継目許状は「神祇官統領神祇伯王殿雜掌（朱印）」と雜掌の奉書であり、対照的である。

江戸時代後期には、吉田家は書状の内容によって直状と奉書を使い分けていたため、両者が併存していたのに対し、白川家は原則として奉書を用いており、この点が両家で大きく異なる。当然ながら奉書よりも直状の方が格上であるが、吉田家が直状と奉書を使い分けることで、相対的に直状の重みが増し、さらに白川家が原則として奉書を用いることで、相対的に吉田家の直状の重みが増す構図だったと考えられる。神祇官内では吉田家は白川家よりも格下のため、吉田家は重要な許状等に直状を用いることで、重みを増そうとしたのではないだろうか。

おわりに

本稿ではこれまで本格的に論じられてこなかった江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について、当主差出書（神祇系・神道系・神祇道系）、執行機関差出書（本所内機関・出張所）、家臣差出書（家老・国掛役など）、神部伊岐宿祢差出書の四つに分類し、具体例を挙げながら詳細に検討した。各章で論じた内容を簡単にまとめておくと、第一章では当主差出書と題して、神祇系、神道系、神祇道系の三系統を取り上げ、神祇系は装束許可関係で多く使われ、名記載型、花押記載型、名省略型、称号のみ記載型の順で礼が薄くなっていること、神道系と神祇道系は行法授与関係で多く使われ、後者は重要度の高いものに用いられていたこと、神祇系のグループと神道系・神祇道系のグループとは印文が明確に区別されていたこと、当主差出書は守備範囲が広く、内容の軽重に合わせて差出書の丁寧度を調節したため多種類となり、この当主差出書が多様な点が吉田家発給文書の特徴であることなどを論じた。第二章では執

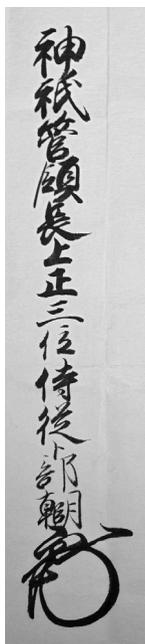
行機関差出書と題して、本所内機関差出書と出張所差出書を取り上げ、本所内機関差出書は出張所差出書よりも格上であり、主として十九世紀に使用され、ほとんどが神祇管領長上家公文所差出書であったこと、神祇管領長上家御役所差出書の後継が神祇管領吉田殿関東御役所差出書であり、これらの発給実態から関東役所は本所から文書発給の裁量権をいくらか与えられていたと考えられることなどを指摘した。第三章では家臣差出書と題して、家老差出書と国掛役差出書などを取り上げ、前者は連署、後者は単署が多く書状の格の違いが歴然であること、傾向として前者は許状などの重みが必要なものに使われていたのに対し、後者は事務連絡などそれほど重みが必要でないものに使われていたこと、また両者をセットで用いる場合、前者は方向性の指示、後者は詳細の指示という役割分担が見られることなどを論じた。第四章では神部伊岐宿祢差出書（神宣）と題して、吉田家の祖先神・天児屋命の神宣の形を取って、奉者の神部伊岐宿祢と、次行に吉田家当主を記すという他の吉田家発給文書では見られない独特な書式の文書に注目し、三例を挙げ、宗源宣旨で使われる神部署名当主署名型、霊社号授与状で使われる神部花押当主署名型、霊神号授与状で使われる神部署名当主花押型の順で礼が薄くなっており、内容の軽重が差出書に反映していることなどを論じた。第五章では白川家発給文書との比較と題して、江戸時代に神社・神職支配をめぐる吉田家と競合していた白川家の許状を取り上げ比較し、江戸時代後期には吉田家は直状と奉書を使い分けていたが、白川家は原則として奉書を用いていたこと、そして相対的に吉田家の直状の重みが増す構図だったことなどを述べた。

最後に各章では言及できなかった点について、全体を通していくつか補足しておきたい。江戸時代における神職宛ての吉田家発給文書について言えば、奉書形式は直状形式よりも新しく、奉書形式の内、執行機関差出書は家臣差出書よりも新しい。また丁寧度や許可内容を踏まえて、差出書を格の高いものから順に挙げれば、当主差出書、家老差出書、本所内機関差出書、出張所差出書となると言える。このように受け手にわかりやすい形で書状の格を表すのに

当主神祇系名記載型



当主神祇系花押記載型



当主神祇系名省略型



当主神祇系称号のみ記載型



当主神道系名記載型



当主神道系称号のみ記載型



神祇管領長上家公文所型



江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について（松本）

図2 神職宛て吉田家発給文書の主な差出書（個人蔵）

差出書はうってつけの存在であり、吉田家は様々な差出書を作り出し、巧みに使い分けることで、吉田神道内の秩序の形成に利用していた。また受取人の身分の差（例えば神主と宮座構成員）だけでなく、許状の内容の差（例えば狩衣と浅沓）によっても差出書の礼の厚薄が異なる点が、吉田家発給文書の差出書をより一層複雑なものにしていったと言える。

本稿では吉田家の主として神職宛て発給文書について、差出書のジャンルごとに代表的なものを取り上げていたので、単調な行論となってしまうが、吉田家発給文書研究の基本となる差出書の全体像と各差出書の位置付けや性格を一定明らかにすることができ、また差出書の検討を通して神道本所吉田家（出張所含む）の組織構造の一端も明らかにすることができ、弱干ながら神道本所吉田家研究の深化を図ることができたように思われる。

注

- (1) 神道大系編纂会編『神道大系 論説編』九（一九九一年）七九～八五、五五七～五六七頁。
- (2) 上島有「草名と自署・花押」〔古文書研究〕第二四号、一九八五年）三二頁。
- (3) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編』一三（一九九六年）四七四～四七五頁。
- (4) 椿大神社史料編纂委員会編『椿大神社史料』第一卷（一九七七年）四一～四五頁。
- (5) 前掲注（1）八七頁。
- (6) ①相田二郎『日本の古文書』上（一九四九年）三六〇～三六一頁。②中村直勝『日本古文書学』上巻（一九七一年）五〇三～五〇四頁。③同下巻（一九七七年）四一六～四一七頁。
- (7) 個人蔵。

- (8) 個人蔵。
- (9) 個人蔵。
- (10) 個人蔵。
- (11) 井上智勝『近世の神社と朝廷權威』(二〇〇七年)二四、三〇～三六頁。
- (12) 前掲注(4) 口絵。
- (13) 前掲注(3) 四八三頁。拙稿「江戸時代の吉田家のいわゆる「神道啓状」と「神道之状」について」(『國學院雜誌』第二二一卷第四号、二〇二〇年)五八頁。
- (14) 前掲注(3) 四八九頁。前掲注(1) 六〇六頁。
- (15) 前掲注(3) 五二〇頁。
- (16) 前掲注(3) 四八七頁。新修小松市史編集委員会編『新修小松市史 資料編』九(二〇一〇年)二九二頁。
- (17) 前掲注(3) 四八九、五〇八頁。
- (18) 前掲注(4) 二九四～三〇二頁。
- (19) 前掲注(4) 二一八～二一九頁。
- (20) 個人蔵。
- (21) 前掲注(4) 二二二～二二三、三三五～三四三頁。
- (22) 前掲注(3) 五二〇～五二二頁。
- (23) 拙稿「江戸時代における神道裁許状の様式の変遷」(『國學院雜誌』第二二〇巻第六号、二〇一九年)三～四頁。
- (24) 大石義虞は椿大明神の社人であったのか、それとも俗人の門弟であったのかは不詳である。

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について(松本)

- (25) 前掲注(4) 二二九～二三〇頁。
- (26) 前掲注(4) 三〇三～三〇六頁。平塚市編『平塚市史』四(一九八四年)四二二頁。
- (27) 前掲注(16) 二九二頁。
- (28) 前掲注(3) 五〇三頁。
- (29) 橋本政宣「吉田家御広間雜記」について(『季刊 悠久』第七七号、一九九九年)四七頁。
- (30) 前掲注(11) 三〇～三五頁。
- (31) 吉備津彦神社社務所編『吉備津彦神社史料』第一(一九三六年)一二八頁。前掲注(3) 五六〇頁。
- (32) 前掲注(4) 二五二頁。
- (33) 前掲注(1) 五五九～五六〇頁。
- (34) 京都市歴史資料館所蔵「靈明神社文書写真帳」。
- (35) 前掲注(34)。
- (36) 白鳥町教育委員会編『白鳥町史 史料編』(一九七三年)八三〇～八三二頁。栃木県立文書館所蔵文書二〇九番「神道裁許状」。
- (37) 前掲注(3) 五二六頁。
- (38) 渡辺国雄ほか編『神祇管領吉田家諸国社家執奏記』(一九七三年)四九～五一頁。
- (39) 壬生町史編さん委員会編『壬生町史 資料編近世』(一九八六年)九〇三～九〇四頁。
- (40) 前掲注(36) 「神道裁許状」。
- (41) ①椛山林継『近世神道神学の萌芽』(二〇一四年)一一頁。②井上智勝「吉田家大坂用所の設置と神祇道取締役・神道方頭役」
- 『大阪の歴史』第五五号、二〇〇〇年 七〇頁。

- (42) 前掲注(41) 井上論文、七〇頁。
- (43) 前掲注(3) 五〇三頁。
- (44) 栃原嗣雄『秩父の民俗』(二〇〇五年) 三〇七～三〇八頁。
- (45) 埼玉県立文書館編『埼玉県神社関係古文書調査報告書』(一九九〇年) 三一～三二二頁。
- (46) 前掲注(45) 六一頁。
- (47) 前掲注(3) 五五七頁。
- (48) 前掲注(3) 五二二～五二三頁。
- (49) 前掲注(3) 五〇一～五〇二、五〇五頁。木村修「近世の地方神社・神主と吉田神道」(『成田市史研究』第三七号、二〇一三年) 八～九頁。
- (50) 前掲注(3) 四八六～四八七、五四七頁。
- (51) 延宝八年(一六八〇)に鈴鹿左近と大角外記が武蔵国入間郡物部天神の神主に末社祠官許状の添状の件で連署で書状を出しているため、両人が家老だった場合、家老連署は延宝八年まで遡ることができる。(前掲注(45) 一〇九頁。)
- (52) 前掲注(4) 四四頁。
- (53) 前掲注(3) 五一六～五一七頁。
- (54) 前掲注(3) 五二二～五二三頁。
- (55) 前掲注(41) ①、二一四～二一五頁。
- (56) 前掲注(3) 五二二～五二三頁。
- (57) 埼玉県神社庁神社調査団編『埼玉の神社 北足立 児玉 南埼玉』(一九九八年) 一一五三頁。

江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について(松本)

- (58) 村上重良「天理教の神話と民衆救済」(『大系仏教と日本人』一〇、一九八八年)二〇七頁。
- (59) 前掲注(11)二八〜二九頁。
- (60) 天理教青年会史料調査班「教祖伝史料の検討」(『あらくとよりよう』一四九号、一九八七年)一二三〜一二四頁。
- (61) 前掲注(3)口絵。
- (62) 甲賀市史編さん委員会編『甲賀市史』第三卷(二〇一四年)三九八頁。
- (63) 前掲注(4)口絵。
- (64) 前掲注(6)①、三六〇〜三六一頁。
- (65) 前掲注(11)七五〜七六頁。
- (66) 前掲注(6)①、三六〇頁。
- (67) 前掲注(3)四七五頁。
- (68) 前掲注(6)③、四一六〜四一七頁。
- (69) 前掲注(6)①、三六一頁。
- (70) 井上智勝『吉田神道の四百年』(二〇一三年)五〇頁。
- (71) 東昇ほか編『京都東山・三嶋神社文書調査報告』(二〇一九年)口絵。